



9月9日は救急の日

安易な救急車の要請や大病院への受診は、より緊急度の高い患者への医療に支障が出ることに繋がり、本来の機能が果たせなくなります。まずは身近なかかりつけ医を受診するなど、適切な救急医療のかかり方にご理解・ご協力をお願いします。

救急車を呼ぶか迷ったときは

かながわ救急相談センター ☎#7119または045-232-7119、045-523-7119
☎045-242-3808※FAXは聴覚障がい者専用

急な病気やけがの対処方法や医療機関の受診案内、救急車を要請する必要性について看護師などが電話相談に応じます※FAXは医療機関の受診案内のみ可

相談時間 24時間受付

かながわ小児救急ダイヤル ☎#8000または050-3490-3742

子どもの体調の判断に迷ったときは、電話で相談できます。

相談時間 毎日午後6時～午前8時

子どもの救急HP

夜間や休日などの診療時間外における子どもの医療機関受診判断の目安などの情報を掲載しています。

対象 生後1カ月～6歳までの子ども

☎健康づくり課☎94-4616



子どもの救急HP



9月10日～16日は自殺予防週間

全国では、毎年2万人を超える尊い命が自殺によって失われています。元気がない、食欲がないなどといった「こころのサイン」を見逃さないよう、日ごろから一人一人が身近な人の様子を気にかけて、支え合うことが命を守ることに繋がります。

心の病は誰でもかかる可能性があります。不調やストレス症状が続くと、日常生活にも支障が出ます。自分だけでは解決が難しい問題や悩み事は専門機関に相談しましょう。

こころの電話相談(県精神保健福祉センター) ☎0120-821-606

相談時間 24時間受付

横浜いのちの電話相談 ☎045-335-4343

相談時間 日～水曜日の午前8時～午後10時、木～土曜日の午前8時～翌日8時

川崎いのちの電話相談 ☎044-733-4343

相談時間 24時間受付

依存症電話相談 ☎045-821-6937

相談時間 月・火曜日の午後1時30分～4時30分(年末年始、祝日を除く)

いのちのほっとライン@かながわ

右の二次元コードからLINEアプリで友だち登録をしてご相談ください。

相談時間 午後5時～午前0時(受付は午後11時30分まで)
※水曜日と祝日、年末年始を除く

☎障がい福祉課☎94-4721



いのちのほっとライン



生活困窮者自立支援制度のお知らせ

働きたくても働けない、失業して家賃が払えないなど、生活全般にわたる相談を受けます。家族からの相談もできます。

自立相談支援事業

支援員が状況に応じた助言やサービスの案内をします。

就労準備支援事業

一般就労に向けた準備として、基礎能力形成の支援をします。

家計改善支援事業

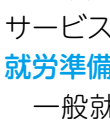
専門スタッフが、情報提供や助言、指導をします。

住居確保給付金事業

離職などにより収入が減少した人に一定期間家賃相当額を支援します※資産収入などの要件あり

家計改善支援事業(おおむね3カ月)において家計改善が認められる場合は、転居費用を補助します。

☎地域福祉推進課☎94-4719



9月は認知症月間・世界アルツハイマー月間

アルツハイマー病は認知症の一つで、記憶や思考能力に影響が及ぶ脳の病気です。国際アルツハイマー病協会は9月21日を「世界アルツハイマーデー」と定め、認知症への正しい理解を広める活動を行っています。

世界アルツハイマー月間にちなみ、市内で啓発事業を行います。

いせはらオレンジフェスタ

「認知症になっても住みやすいまち・いせはら」を目指して、講座や上映会、VRによる認知症体験などを行います。

とき 9月12日(土)午前10時～午後3時30分

ところ 市民文化会館

オレンジライトアップ

とき ①9月17日(木)②9月21日(月)・9月28日(月)～10月1日(木)

ところ ①各地域包括支援センター②東海大学医学部付属病院

認知症の日・世界アルツハイマーデー講演

「認知症と共に生きる社会」をテーマに講演。

とき 10月1日(木)午後1時30分～3時30分

ところ 東海大学医学部付属病院松前記念講堂

定員 150人(申込順)

申込 問い合わせ先へ電話か右の二次元コードから
☎東海大学医学部付属病院☎93-1134



申込フォーム

☎地域福祉推進課☎94-4719



最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付を行います

必要書類など詳しくは、市HPをご確認いただくか、コールセンター(☎0120-398-033)へお問い合わせください。

対象 平成25年8月～令和8年3月までに本市で生活保護を受給していた世帯※特定の基準生活費や加算などが認定されていない場合や亡くなられた人は追加給付の対象外

給付額 国の基準に基づき各世帯の状況に応じて算出

申請方法 平成25年8月以降に本市で生活保護を受給していた世帯は、必要書類を持参のうえ市役所1階レストラン棟で申請、または担当へ必要書類を郵送(〒259-1188※住所欄の記入は不要)
※現在本市で生活保護を受給中の世帯は申請不要

申請期限 令和9年7月31日(土)

☎生活支援課☎94-4726



市HP



子どもの変化にご注意を

夏休みが終わっても規則的な生活に戻れない、学校に行きたがらない…。子どもたちの中には休み気分が抜けずに不規則な生活を続け、非行に走ったり、犯罪被害に巻き込まれたりするケースが見られます。普段と違う様子に気付いたら、まずは話を聞いてあげてください。

心配事は青少年相談室へ

青少年相談室では、相談員がお話を聞き、必要に応じて専門機関への紹介を行います※相談者の秘密は固く守ります

青少年相談(保護者用) ☎94-1030

ヤングテレホン(青少年本人用) ☎96-0800

相談時間 平日の午前9時～午後5時(年末年始を除く)

メール相談 ✉young-soudan@isehara-city.jp◇右の二次元コードからも相談できます

相談時間 24時間受付◇回答に時間がかかる場合があります

☎こども若者支援課☎94-4647



メール相談